

情報提供

WEB会議ツールによる危機感の共有

今後、取り組む「WEB会議ツールによる危機感の共有」

- 令和3年9月に決定した総力戦で挑む防災・減災プロジェクト第2弾の重点推進施策の1つとして、WEB会議ツールによる危機感の共有(いわゆるWEBホットライン)を推進。
- 大雨・洪水が想定される数日前～前日において、河川事務所等、気象台、都道府県、市区町村等の対応可能な防災担当者がWEB会議ツールにより一同に会し、危機感や対応の見通しなどの共有により、連絡体制や各組織の災害体制の構築等を促進。
(各機関の長の参加は状況に応じて判断)

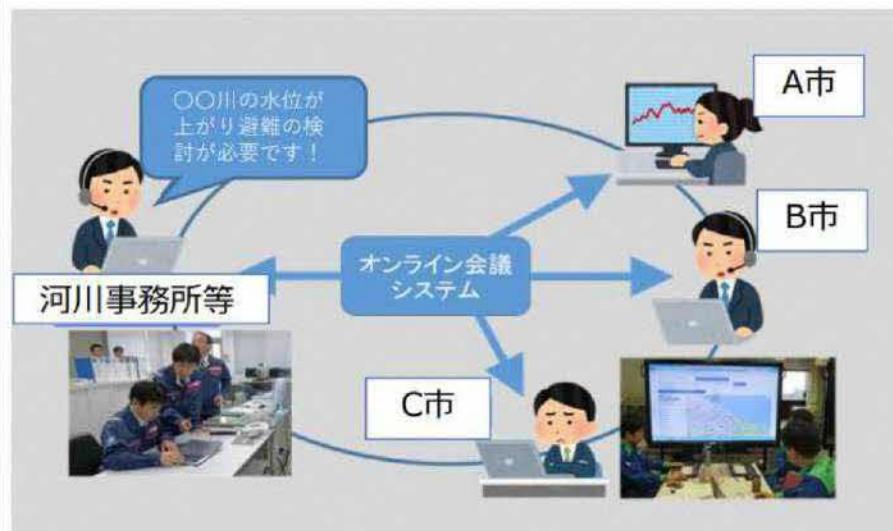
■ 総力戦で挑む防災・減災プロジェクト第2弾 重点推進施策①

一人でも多くの方が、円滑に逃げられるように
～住民避難～

国土交通省では、地域防災力を強化して、一人でも多くの方が円滑に逃げられるように、以下の3つの対策を強化し、誰も逃げ遅れない社会の実現を目指す。

1. 住民等が災害リスクを「実感」し、避難意識を向上させるよう、リスクコミュニケーションを強化
2. 住民等に対して市町村が適切に避難情報を発令できるよう、市町村への支援を強化
3. 昨年の豪雨で多くの命が失われた避難行動要支援者に関する対策を強化

■ WEB会議ツールによる危機感の共有イメージ

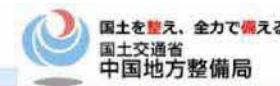


オンライン会議により流域全体で同時に情報共有

出典：国土交通省防災・減災対策本部(第4回)

洪水ハザードマップの公表状況

洪水ハザードマップの公表状況



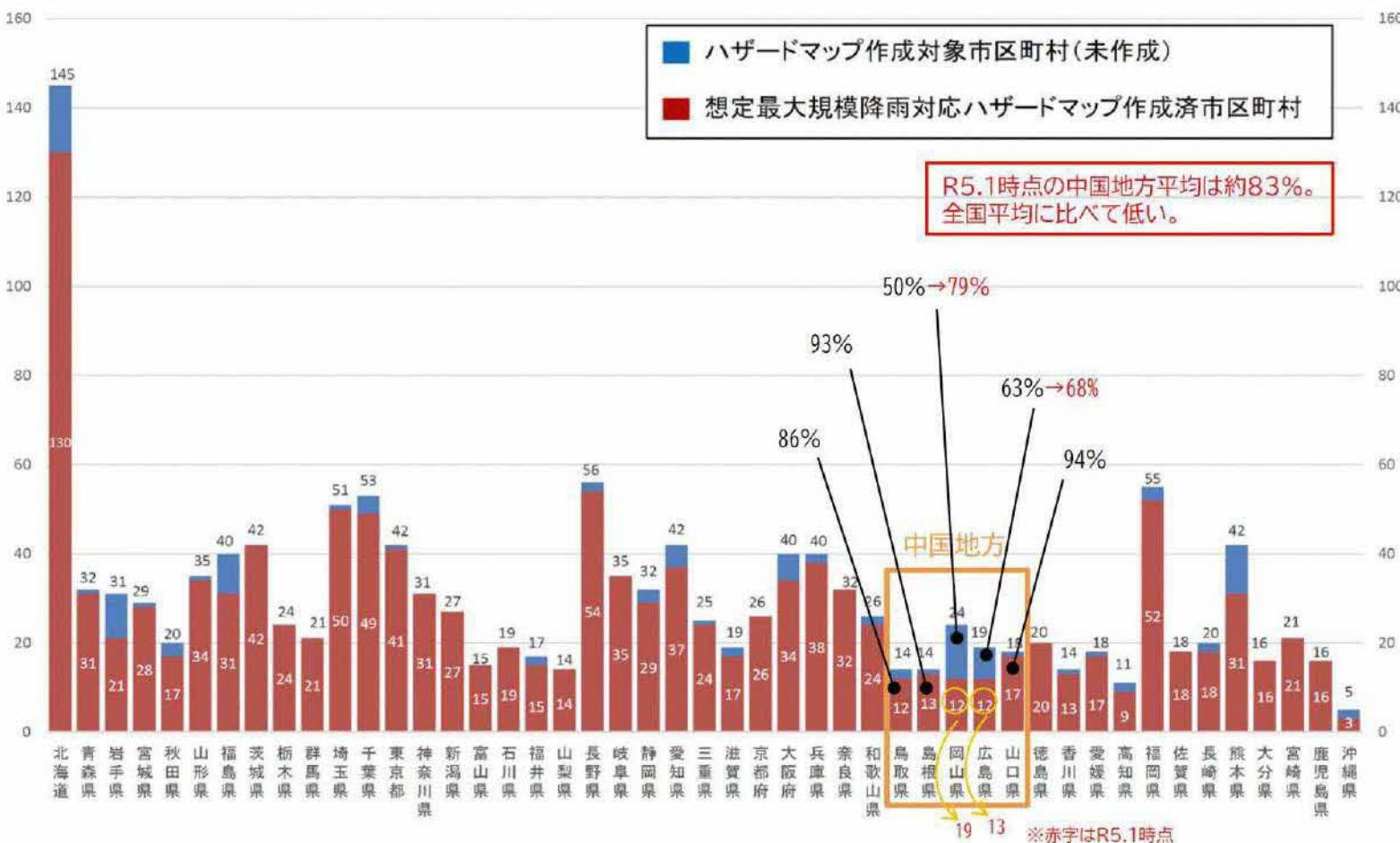
想定最大規模降雨に対応したハザードマップ作成状況(都道府県別)

- ・都道府県単位でも作成が進んでいる(16府県で100%)。
- ・中国地方では平均で約74%であり、全国(92%)に比べて低い。特に、岡山県・広島県に未作成の市町村が多い。

※洪水予報河川及び水位周知河川が対象

市町村数

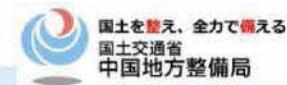
(令和4年3月末時点)



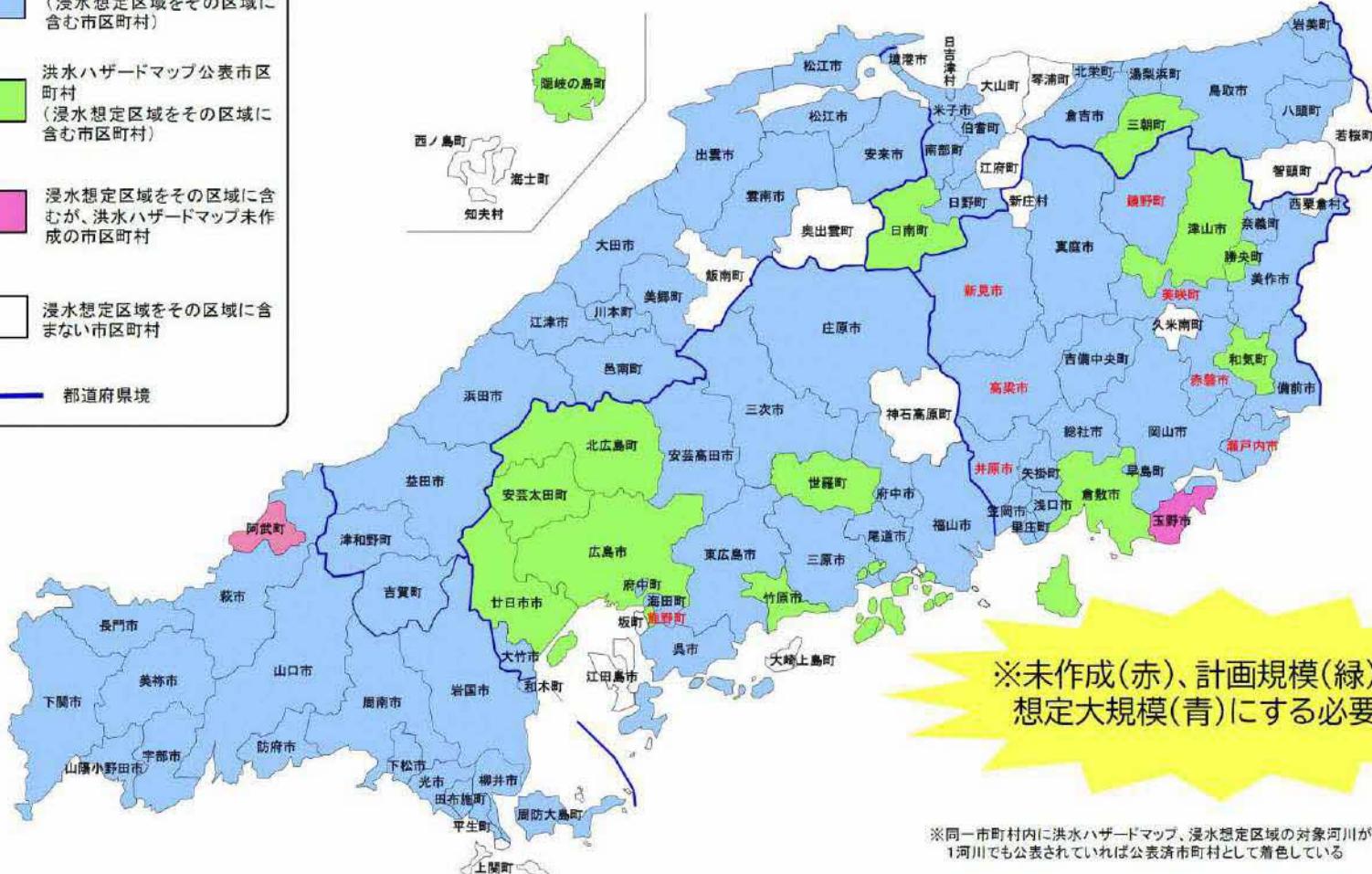
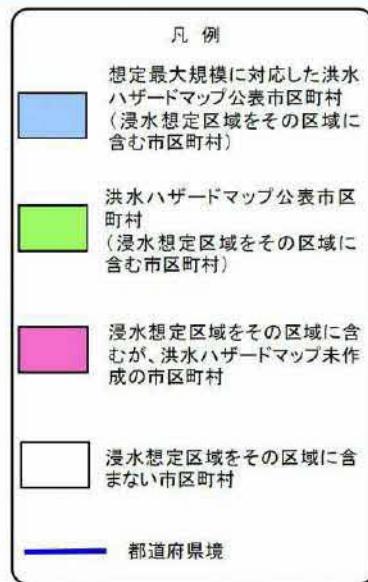
※赤字はR5.1時点

洪水ハザードマップの公表状況

■中国地方整備局管内の洪水ハザードマップ公表状況 (令和5年1月20時点)



(※R4.3末時点より更新があった自治体...赤字)



要配慮者利用施設における避難確保計画

要配慮者利用施設の避難確保計画について

水防法15条の3

■中国地方の作成状況(R4.9末時点)

- ・避難確保計画作成率は**88.4%** 全国85.3% 令和4年9月30日現在)
- ・県ベースでは鳥取県、岡山県、広島県の3県で全国平均を超えてい。
- ・自治体ベースでは作成率に大きな差がある。

都道府県	市町村	対象施設数	作成済施設数	作成率(%)
山口県 下関市	76	54	71.1	
山口県 宇部市	188	149	88.7	
山口県 山口市	162	162	100.0	
山口県 萩市	92	79	85.9	
山口県 防府市	178	173	97.2	
山口県 下松市	76	76	100.0	
山口県 岩国市	129	93	72.1	
山口県 光市	46	45	97.8	
山口県 長門市	47	38	80.9	
山口県 柳井市	52	52	100.0	
山口県 美祢市	21	6	28.6	
山口県 周南市	141	104	73.8	
山口県 山陽小野田市	51	44	86.3	
山口県 周防大島町	23	20	87.0	
山口県 和木町	8	8	100.0	
山口県 由布施町	18	11	61.1	
山口県 平生町	24	5	20.8	
山口県 合計	1,312	1,119	85.3	

都道府県	市町村	対象施設数	作成済施設数	作成率(%)
島根県 松江市	220	149	67.7	
島根県 庄田市	60	48	80.0	
島根県 出雲市	398	358	90.4	
島根県 益田市	76	62	81.6	
島根県 大田市	17	16	94.1	
島根県 安来市	84	68	81.0	
島根県 江津市	25	25	100.0	
島根県 霞南町	45	40	88.9	
島根県 川本町	12	12	100.0	
島根県 美郷町	0	0	0.0	
島根県 津和野町	8	7	87.5	
島根県 隆原町	7	0	0.0	
島根県 合計	950	785	82.6	



■避難確保計画作成率が100%の市町村
■避難確保計画作成率が全国平均以上の市町村
■避難確保計画作成率が全国平均未満の市町村
■市町村地域防災計画へ要配慮者施設の位置づけのない市町村

	対象施設数	作成済施設数	作成率(%)
全国合計(R4.9末時点)	116,161	99,136	85.3%
中国地方合計	9,299	8,221	88.4%

令和4年9月30日現在

都道府県	市町村	対象施設数	作成済施設数	作成率(%)
鳥取県 鳥取市	197	196	99.5	
鳥取県 米子市	235	235	100.0	
鳥取県 倉吉市	158	155	98.1	
鳥取県 境港市	2	2	100.0	
鳥取県 岩美町	3	3	100.0	
鳥取県 八頭町	9	9	100.0	
鳥取県 三朝町	5	5	100.0	
鳥取県 湯梨浜町	32	32	100.0	
鳥取県 北栄町	32	20	62.5	
鳥取県 日吉津村	11	11	100.0	
鳥取県 南部町	6	3	50.0	
鳥取県 伯耆町	8	8	100.0	
鳥取県 日南町	8	8	100.0	
鳥取県 日野町	5	5	100.0	
鳥取県 合計	711	692	97.3	

都道府県	市町村	対象施設数	作成済施設数	作成率(%)
岡山県 岡山市	2,025	1,742	86.0	
岡山県 倉敷市	745	736	98.8	
岡山県 津市	84	79	94.0	
岡山県 玉野市	2	2	100.0	
岡山県 笠岡市	5	5	100.0	
岡山県 井原市	92	39	42.4	
岡山県 三次市	115	97	84.3	
岡山県 新見市	15	15	100.0	
岡山県 福山市	17	17	100.0	
岡山県 蒲郡市	62	60	96.8	
岡山県 赤磐市	23	23	100.0	
岡山県 真庭市	21	21	100.0	
岡山県 美作市	33	24	72.7	
岡山県 和気町	32	22	68.8	
岡山県 早島町	8	7	87.5	
岡山県 里庄町	2	2	100.0	
岡山県 弁持町	7	7	100.0	
岡山県 鶴野町	24	14	58.3	
岡山県 梓ヶ町	7	7	100.0	
岡山県 美咲町	8	8	100.0	
岡山県 吉備中央町	1	1	100.0	
岡山県 合計	3,362	2,962	88.1	

要配慮者利用施設における避難確保計画

避難確保計画作成支援動画

別紙

「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・確認のポイント」

- 避難確保計画を作成する施設管理者等、及びその計画を確認し助言等を行う市町村職員向けに、避難確保計画の作成又は確認時において、避難の実効性を確保する上で基本となるポイントや注意すべきポイントについて理解を深め、計画の充実・改善を図っていただくことを目的とした学習用動画。
- 国土交通省で公表している「計画様式」や「チェックリスト」に沿って、項目ごとの留意点について分かりやすく解説しています。

URL: <https://youtu.be/Va4O0F33ucs> 【国土交通省YouTube】



【動画の画面例】

要配慮者利用施設における
避難確保計画の作成・確認のポイント

令和5年3月
国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課・砂防計画課

2. 災害リスク等の確認

様式1-3 施設が有する災害リスク

水害(洪水、雨)	該当する災害リスク	該当する災害リスク
洪水浸水想定区 (洪水)	<input checked="" type="checkbox"/> 浸水深、浸水継続 時間を確認	0.5m~3m 1日~3日未満
雨水出水浸水想定区域	<input type="checkbox"/> 該当なし	最大浸水深 0.5m~1m
高潮浸水想定区域 (高潮)	<input type="checkbox"/> 該当なし	最大浸水深 0.5m~3m 浸水継続時間 1日~3日未満
津波災害警戒区域 (津波)	<input type="checkbox"/> 該当なし	基準水位 2m 津波到達時間 50分

5. 避難誘導

様式4-6 避難誘導

原則、施設利用者の適切な支援を提供できる内蔵(系列グループホーム)に立退き避難をする。
立退きする時間が確保できない場合は、指定緊急避難場所に立退き避難をする。

該当する災害	該当する災害	該当する災害	該当する災害
洪水	避難方法	避難に要する時間	各避難集合場所
高潮浸水想定区域	内蔵(系列グループホーム) 100戸	1日 半日 半時 1時間	避難レベル3 高齢者居宅 避難レベル2 高齢者居宅 避難レベル1 高齢者居宅 避難集合場所
雨水出水想定区域	小学校(複数校以上) 100戸	1日 半日 半時 1時間	避難レベル3 高齢者居宅 避難レベル2 高齢者居宅 避難レベル1 高齢者居宅 避難集合場所
高潮浸水想定区域 (高潮)	○○戸 200戸	1日 半日 半時 1時間	避難レベル3 高齢者居宅 避難レベル2 高齢者居宅 避難レベル1 高齢者居宅 避難集合場所
津波災害警戒区域 (津波)	未指定戸数〇戸	1日 半日 半時 1時間	避難レベル3 高齢者居宅 避難レベル2 高齢者居宅 避難レベル1 高齢者居宅 避難集合場所

避難方法や避難に要する時間
を確認

要配慮者利用施設における避難確保計画

5. 防災教育及び訓練の実施に関する事項

- 原則、年に1度以上、防災教育と避難訓練を実施し、計画を見直すことが重要です。
- 避難訓練は、立退き避難や屋内安全確保を実際に実地訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練なども選択できます。実地訓練の場合は、参加者の負担を考慮して、複数日に分割して実施することもできます。
- 複数の種類の訓練に取り組むことによって、避難の実効性を高めるようにしましょう。
- 訓練後は、参加者全員で訓練の対応を振り返りましょう。振り返りは、以下の4つの観点で議論をすると効果的です。
 - ①何をしようとしたのか？ 例) 1時間以内に計画した避難先へ避難すること
 - ②実際には何が起きたのか？ 例) 全員の避難に1時間半かかった
 - ③なぜそうなったのか？ 例) 車両数が計画通り手配できなかった
 - ④次回すべきことは何か？ 例) 車両数が手配できない場合の協力先を設定する
- 訓練結果は市町村に報告することが“義務”づけられています。必ず報告してください。

■立退き避難訓練



■屋内安全確保訓練



■図上訓練



point

- ✓ 避難確保計画における避難経路の安全性や避難手段(車両数や手配方法)、避難に要する時間などが適切か避難訓練等で確認しましょう
- ✓ 避難先に食料や必要な資機材が確保されているか確認しましょう

避難確保計画作成・避難訓練の実施が効果を発揮した事例

- 埼玉県川越市の川越キングスガーデンでは、過去の水害経験を踏まえ、洪水に対する避難確保計画を作成しており、毎年、避難訓練を実施していました。
- 令和元年の台風第19号においても、避難確保計画及び避難訓練で得たノウハウを活かして迅速な避難行動をとり、約100人の利用者と職員の全員が無事に避難できました。

【関連ホームページ】（国土交通省）

- ・避難確保計画の作成・活用の手引き
- ・記載様式
- ・チェックリスト 等

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jisuisou/bousai-gensai-sabou02.html>



・避難確保に関するeラーニング教材 【動画】

<https://youtu.be/VTMlyW9Yow4>

・避難確保計画の作成・活用のポイント 【動画】

<https://youtu.be/Va4OOF33ucs>

(令和5年3月)

【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室
砂防部 砂防計画課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話 03-5253-8111 (代表)

利用者の円滑かつ迅速な避難のために

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用について



浸水想定区域や土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設※では、
避難確保計画の作成・避難訓練の実施が“義務”づけられています。

※市町村地域防災計画に位置づけられた社会福祉施設、学校、医療施設等



国土交通省 水管理・国土保全局

要配慮者利用施設における避難確保計画

「避難確保計画」は、水害や土砂災害に備え、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です。

1. 基本的な事項・災害リスク

- まずは、通所・入所等の利用形態や建物の階数、施設職員・施設利用者の人数等、自身の施設の特性について確認しましょう。
- 次に、ハザードマップ等を用いて、施設が有する災害リスクを確認しましょう。



point

- 災害リスクは一つとは限りません。すべての災害リスクを把握し、災害に備えましょう
- ハザードマップは、市町村が配布しているほか、市町村のホームページ等で確認できます
- 国土交通省ハザードマップポータルサイト(<https://disaportal.gsi.go.jp/>)にある「わがまちハザードマップ」や「重ねるハザードマップ」もご活用ください

2. 防災体制に関する事項

- 限られた時間で迅速かつ確実に施設利用者を避難させるためには、施設職員の役割分担を適切に定めておくことが重要です。
- また、情報収集や情報伝達は、初動体制を確保するために重要であり、収集する内容やその入手方法、伝達する内容と伝達先等をあらかじめ定めておくことが有効です。



point

- 夜間や休日など、職員が不在・参集が難しい場合も想定した役割分担を検討しましょう
- 必要に応じて、地域住民や利用者家族等の避難支援協力者を確保することも重要です

3. 避難場所に関する事項

- 確実な避難のためには、災害の種類に応じた避難先を定めておくことが重要です。
- 避難方法は、主に「立退き避難」、「屋内安全確保」があります。
- 不測の事態も想定して、避難先は複数の場所を選定しておきましょう。

立退き避難 基本的 の 避難行動	災害リスクのある施設を離れ、施設外の避難先に避難することを言います。 避難先は、系列の施設や他の類似施設、市町村が指定する指定（福祉）避難所、指定緊急避難場所等があります。
屋内安全 確保	施設に災害リスクがあっても、浸水深より高い階に移動するなどによって、施設利用者の安全を確保できる場合は、施設内に留まって避難することもできます。 ただし、家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域、津波のおそれがある区域の施設は、建物の倒壊等の危険があるため、原則、屋内安全確保を選択できません。



point

- 避難先は、利用者のケアなどの必要な対応が可能であるか等を確認しましょう
- 安全で確実な避難ルートを設定しましょう
- 「屋内安全確保」を行う場合は、長時間の浸水に対応するための水や食料、医薬品等の備蓄品等を確保しましょう

4. 避難のタイミングに関する事項

- 避難開始は、原則として市町村から警戒レベル3高齢者等避難が発令された時です。
- 通所型の施設の場合は、事前休業を判断することが利用者の安全確保につながります。



point

- 避難完了までに時間が必要な場合は、「警戒レベル3高齢者等避難」の発令にとらわれず、早めの避難を開始しましょう
- 夜間の避難は危険を伴うことから、夜間に災害が発生するおそれがある場合には、日没までに避難を完了するようにしましょう

要配慮者利用施設における避難確保計画

都道府県・市町村の担当者の皆さまへ

令和3年

水防法・土砂災害防止法が改正されました

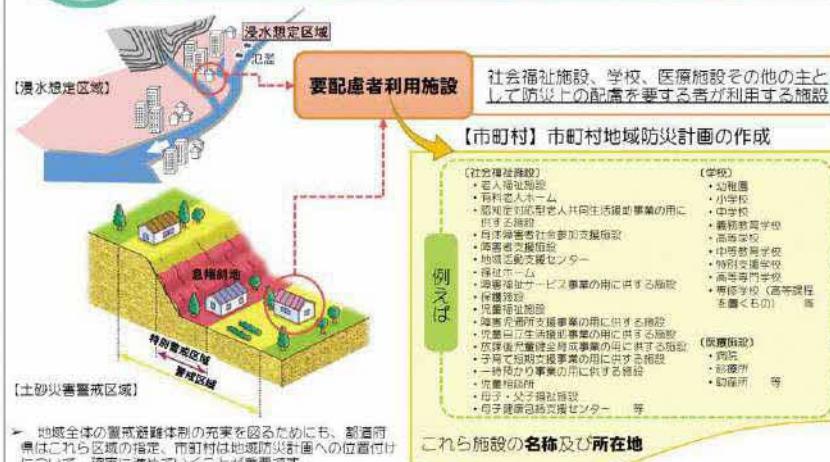
～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正により、要配慮者利用施設の避難の実効性確保のため、避難訓練の報告が義務づけられるとともに、避難確保計画や避難訓練に対して市町村長が助言・勧告できる制度が創設されました。（令和3年7月16日改正法施行）

要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するためのポイント【改正事項】

- ① 避難確保計画の作成
- ② 避難訓練の実施に加えて、**市町村長への報告の義務化**
- ③ **避難確保計画・避難訓練に対する市町村長の助言・勧告の制度化**



1 避難確保計画作成の支援

※「避難確保計画の作成・活用の手引き」については、国土交通省のホームページに掲載しています。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがあるときに、**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保**を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画です。
- 市町村は、要配慮者利用施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際に、施設管理者等に対して水害や土砂災害の危険性を説明し、**避難確保計画の作成を促しましょう**。（既に「非常災害対策計画」や「消防計画」、「学校の危機管理マニュアル」などで、災害に対処する具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に避難確保計画に定める項目を加えることでも対応できます。）
- 避難確保計画の作成について、各施設を担当する関係部局と防災部局等が連携して積極的に支援を行うことが重要です。

市町村長による指示及び公表

- 市町村長は、避難確保計画の作成を促進するため、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して、**期限を定めて作成することを求めるなどの指示を行い、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表すること**ができるようになっています。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、施設管理者等が主体的に作成することが重要であることから、**市町村長が指示・公表を行う際**には、施設管理者等に対して**避難確保計画の必要性について丁寧な説明**を行うことが望まれます。

2 避難訓練実施の支援

- 施設管理者等は、原則として年1回以上避難訓練を実施し、**市町村長に結果を報告することが義務づけられています**。
- 避難訓練は、立ち退き避難や屋内安全確保を行う訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練などがあります。
- 避難訓練結果を踏まえて、**避難確保計画を見直す**ことが重要です。

3 助言・勧告

※チェックリストは、国土交通省のホームページに掲載しています。

避難確保計画への助言・勧告

- 施設管理者等は、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。
- 施設管理者等から避難確保計画の報告があったときは、国土交通省の**チェックリスト**等を参考に、**市町村等の関係部局が連携して内容を確認**し、必要に応じて**助言・勧告**を行います。

避難訓練報告への助言・勧告

- 施設管理者等から避難訓練の報告があったときは、避難訓練の内容やそれに伴う避難確保計画の見直しについて、国土交通省の**チェックリスト**等を参考に、**市町村等の関係部局が連携して内容を確認**し、必要に応じて**助言・勧告**を行います。

要配慮者利用施設でのより一層の避難の実効性確保に向け、関係部局が連携して支援することが重要です！

問い合わせ等

国土交通省 水管理・国土保全局

水防法関係 河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係 砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表)

国土交通省ホームページ 要配慮者利用施設の浸水対策

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisubou/bousai/gensaisuisoubou02.html>



(令和5年3月)

要配慮者利用施設における避難確保計画

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さんへ

令和3年

水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。
『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正により、要配慮者利用施設の避難の実効性確保のため、避難訓練の報告が義務づけられるとともに、避難確保計画や避難訓練に對して市町村長が助言・勧告できる制度が創設されました。（令和3年7月16日改正法施行）

要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するためのポイント【改正項目】

- ①避難確保計画の作成
- ②避難訓練の実施に加えて、**市町村長への報告の義務化**
- ③避難確保計画・避難訓練に対する市町村長の助言・勧告の制度化



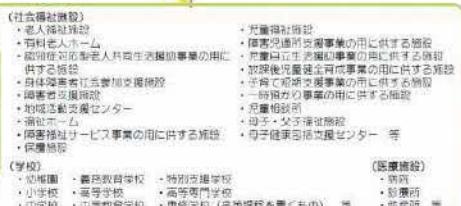
※「浸水想定区域」とは、洪水・雨水出水・高潮により浸水が想定される区域であり、図または都道府県が指定します。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は財産に被害が生じるおそれがあると認めらるる区域であり、都道府県が指定します。

要配慮者利用施設 とは…
社会福祉施設、学校、医療施設
その他の主として防災上の配慮を要する方が利用する施設です。

例えば



※義務付けられた对象となるのは、これら浸水想定区域や土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設のうち（課室は、要配慮災害警戒区域内にある部屋のうち）、市町村が防災計画にその名称及び所在地が記載された施設です。

1 避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがあるとき、**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画**です。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成いただくことが重要です。**
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、施設利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載しておくことも有効です。**

※「避難確保計画の作成・活用の手引き」を国土交通省のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

2

避難訓練の実施・防災教育の実施

- 作成した**避難確保計画に基づいて避難訓練を実施**することが義務づけられています。（原則として年1回以上実施しましょう）
- 避難訓練は、立ち退き避難や屋内安全確保を行う訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練なども選択できます。施設利用者の負担も考慮し、回数や内容を工夫してください。
- 職員のほか、避難の協力者となっている消防団や近隣の企業、地域住民、利用者の家族なども**参加してもらうようにしましょう。**
- 訓練後は振り返りを行い、**避難確保計画の見直し**を行いましょう。
- 施設職員への防災教育のためには、**市町村の研修会への参加、先進的な取組を実施している施設への見学等**の方法もあります。



避難体制のより一層の強化のためには、避難確保計画を作成し、毎年、避難訓練等を通じて内容を見直すことが重要です。

3

適切な助言・勧告を得るための報告

- 避難確保計画を作成・変更したときや、訓練を実施したときは、遅滞なく、**市町村長へ報告**する必要があります。
- 避難確保計画や避難訓練に関して**市町村から必要な助言・勧告**を受けることができますので、**適切な助言等**が得られるよう、報告の際には国土交通省の**チェックリスト***等を添付して市町村に報告しましょう。

*チェックリストは、国土交通省のホームページに掲載しています。

問い合わせ等

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関するこ

施設の所在する市町村へお問い合わせください。

法律に関するこ

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表)

避難確保計画の作成・活用の手引き、チェックリスト等

国土交通省ホームページ [要配慮者利用施設の浸水対策](https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisubou/bousai-gensai-suisou02.html)



(令和5年3月)

要配慮者利用施設における避難確保計画

特別養護老人ホーム「けいわ苑」の事例

【福島県喜多方市】

- 令和4年8月3日からの大雨により、喜多方市塩川町にある特別養護老人ホーム「けいわ苑」では、浸水前に、職員が1階にいた高齢の利用者39人を2階以上に垂直避難させ、人的被害はなかった。
- 施設では、ハザードマップを通して、河川氾濫の危険性を認識しており、常日頃から付近の河川の危機管理型水位計(福島県設置)の水位情報を確認していた。
- 水防法に基づく避難確保計画を作成しており、毎年避難訓練を実施するなど平時から災害に対する備えの意識が高かった。

【避難までの経緯】(※施設職員への聞き取りによる)

- 8/3 23:00
姥堂川の前田橋観測所(危機管理型水計)
が危険水位を超過
- 8/3 23:30
危険水位超過をふまえ、職員を緊急参集し、
1階の入居者を垂直避難させるよう指示
- 8/4 00:20
全員の避難を完了

- 8/4 01:35
敷地内の駐車場で冠水が始まったため、
施設の入り口に土のうを設置

- 8/4 02:30
施設内にも浸水が始まること
けいわ苑の浸水状況

訓練実施状況



【被害状況】(喜多方市)
人的被害：なし
住家被害：床上浸水16棟
床下浸水109棟
(福島県被害状況即報第24報より)

喜多方市阿賀川・日橋川
洪水ハザードマップ

【凡例】

- 10.0m以上の区域
- 5.0m～10.0m未満の区域
- 3.0m～5.0m未満の区域
- 0.5m～3.0m未満の区域
- 0m～0.5m未満の区域



【施設長コメント】

「ハザードマップや避難訓練を通して、近くを流れる川の危険性は認識していたので、無事に避難を終えることができました。入所者の命の安全を確保し、安心して暮らせるよう今後も努めていきたい」

(NHKニュース記事より)



(写真:けいわ苑提供)



(写真:喜多方市提供)



水防活動の「見える化」について(協力依頼)

- 水防団(消防団)の水防活動について、わかりやすく、タイムリーにPR・情報発信していくことが重要。
- 平成29年6月1日付け水防調整官事務連絡「水防活動の「見える化」について」により、水防活動を実施した場合には、都道府県や水防管理団体の水防計画に基づき、報告を依頼しているところ。
 - ・(参照)「水防計画作成の手引き」(都道府県版)第14章「水防報告等」14.2 水防報告
- 水害が発生し、水防活動を実施した場合には、速やかな報告をお願いしたい。
 - ・特に、顕著な水防活動事例については、なるべく早期の報告をいただきたい。
 - ・水防企画室から、報告を依頼する場合もあるので、協力をお願いしたい。
- 水防報告を本省で整理して、本省ホームページに掲載
 - ・(URL)<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/kisotishiki/index4.html>
- 全国水防管理団体連合会(全水管)にも情報提供し、全水管ホームページにも掲載
 - ・(URL)<http://zensuikan.jp/031katudou.html>

水防活動の見える化

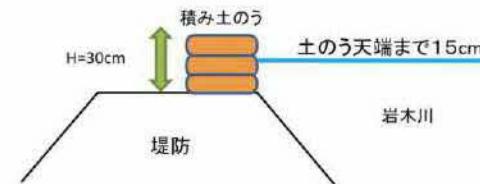
★報告事例★

令和4年8月3日からの大雨における水防活動 (青森県鶴田町消防団・令和4年8月9日～12日)

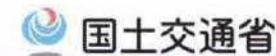
○概要

- ・鶴田町消防団は、令和4年8月3日からの大雨の影響に伴う集中豪雨に際し、令和4年8月9日から12日に延べ373名が出動した。
- ・降り始めからの総雨量（8月8日13時～13日14時：アメダスによる速報値）が五所川原で246.5ミリなどの豪雨により河川が増水した。
- ・各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積み、土のう作り、町内警戒巡回や排水作業を行い、人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/9～12 約83時間	373名	・土のう積み ・警戒巡回 ・排水作業



R5「水防月間」の実施(毎年5月／北海道のみ6月)



- 国民全般に水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、水防に対する国民の理解を深め、広く協力を求めるこことにより、水害の未然防止又は軽減に資すること及び出水期を前にした水防体制強化を図ることを目的とする。

◆水防訓練

警察・消防・自衛隊や関係自治体等と連携した総合水防演習を実施。

◆洪水予報連絡会・水防連絡会の開催

水防管理団体や都道府県、警察、自衛隊など関係機関と連絡会を開催し、洪水予報や水防警報等の情報の伝達体制の確保を図る。

◆重要水防箇所の合同巡視

水防管理団体等と合同で巡視を行い、水防活動の上で特に注意を要する箇所(重要水防箇所)や水防倉庫、水位観測所を確認し、洪水時の効率的な水防活動を行えるよう備える。

◆河川管理施設の巡回・点検・整備

危険と思われる河川管理施設について必要な補修や整備を行うとともに、許可工作物についても施設管理者に対し必要な指導監督等を行うことで治水機能を維持。

◆その他広報の実施

ポスター・リーフレットの配布や展示会や体験会の実施、政府広報等を通じて、広く国民に水防の重要性をPR。



★水防月間のラジオ番組を放送！

政府広報の一環として、R5.5.7に東京FMなどJFN系全国38局ネットで「青木源太・足立梨花Sunday Collection」で水防について放送予定。
(水防企画室 白波瀬企画官出演！)

マイ・タイムライン

マイ・タイムラインの取組・支援

- 「マイ・タイムライン」とは、住民一人一人が「いつ」・「何をするのか」といった災害時の避難行動を時系列的に確認する取組です。
- 国土交通省では、マイ・タイムラインの普及・啓発等を通して、災害リスクの周知徹底と住民一人ひとりの防災意識の向上を図り、円滑な避難行動の支援に取り組んでいます。

■防災教育

地域と連携しながら、マイ・タイムラインの作成や防災教育を通じて防災意識の向上を促進



小学生を対象とした防災教育
(新潟県長岡市)



要配慮者のマイ・タイムライン
作成中の様子(岡山県倉敷市)

■ファシリテーターの育成

マイ・タイムラインを普及させるため、気象キャスター、防災士、消防団、水防団等に対して、ワークショップ等のファシリテーターを育成する講習会を開催



日本防災士機構・日本防災士会と
連携した研修会



消防団を対象とした講習会
(山形県酒田市)

■マイ・タイムラインの作成支援

実施方法などをまとめた「かんたん検討ガイド」や、ワークショップの開催の手引き等を公表

全国でのマイ・タイムライン取組事例を取りまとめ、国交省のWEBサイトに公開

●作成の状況

※避難の実効性を高める「住民自らが手を動かす取組」が重要



ワークショップ形式



専門家による
理解を深める工夫
お天気キャスターによる
進行や解説

小中学校の防災教育

■防災・安全交付金による財政支援

河川事業(ハード整備)と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業として、効果促進事業により、マイ・タイムライン普及に向けた取組を支援(補助率1/2)